



* 在宅子育て支援給付金 *

大館市では、0歳のお子さんを在宅で養育している保護者に対して、子育てに要する費用を支援し、お子さんの健全育成と福祉の向上を目的に、在宅子育て支援給付金を支給します。



対象について

※以下のすべての要件に該当するかた

対象児童	1	大館市に住所を有し、平成30年4月1日以降に生まれた児童であること
	2	はちくんすくすく子育て支援事業の対象児童ではないこと
	3	保育園等の未就学施設を利用していないこと（注1）
対象保護者	4	大館市に住所を有していること（注2）
	5	公務員ではないこと
	6	所得制限内であること（注3）・生活保護の受給者でないこと

注1) 利用の申込みをしている場合は、利用を希望する開始日の前日までを対象とします。

注2) 保護者のうち、お一人でも該当する場合は、要件を満たしていることとなります。

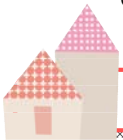
注3) 保育料表（保育認定）の5階層以下となります。おおよその目安：年収約640万円未満（父母合計）



給付金について

在宅子育て期間が継続して6か月又は1年に達した場合にそれぞれ5万円を支給します。

※お子さんが6か月または1歳の誕生日になるまで在宅で子育てした方が対象となります。



申請について

在宅子育て期間が継続して6か月又は1年に達した日からそれぞれ1か月以内に、子ども課へ申請してください。

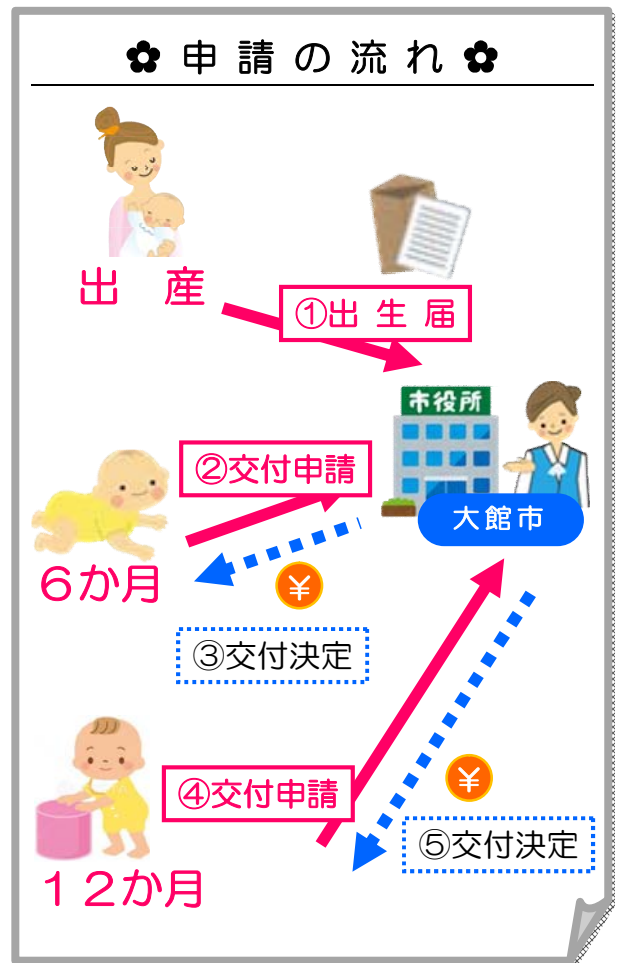


必要書類

- 大館市在宅子育て支援事業支給申請書
- 保護者の保険証のコピー
- 所得課税証明書（他市町村に住所があるかた等）
- ※その他、支給要件の認定にあたり、必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

●申請時には、身元を確認できるもの（運転免許証等）をご持参ください。

●詳しくは、おおだて子育てねっと (<http://odate-city.jp/kosodate>) をご確認ください。





大館市在宅子育て支援給付金事業 Q & A

Q1	転入でも対象になるの？
A1	転入日からお子さんが満1歳になるまでの期間が、6か月又は1年の場合に、対象になります。
Q2	第1子でも対象になるの？
A2	第1子であっても、はちくんすくすく子育て支援事業（以下「はちくんすくすく」という。）の支給要件を満たしていなければ対象になります。 なお、はちくんすくすくが未申請であっても、支給要件を満たしていれば、本給付金の対象になりませんので、忘れずにはちくんすくすくを申請してください。
Q3	父母が仕事をしていて、子どもを祖父母等に預けている場合は対象になるの？
A3	祖父母等に預けていても、お子さんが未就学施設（※）を利用していない場合は、対象になります。なお、利用の申請をしている場合は、次のQ4にご注意ください。 ※未就学施設とは、「大館市内及び市外の保育園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設」を指します。
Q4	未就学施設に申請すると対象にならないの？
A4	希望する利用開始日の前日までの期間が、6か月又は1年の場合は、対象になります。
Q5	里帰り出産により市外にいる期間は、在宅子育て期間に含まれないの？
A5	大館市に住所を有している場合は、含まれます。
Q6	短期間だけ託児所を利用した後、在宅で子育てしている場合は対象になるの？
A6	託児所を「利用する前の期間」と「利用した後の期間」は合算されませんので、どちらかの期間が6か月以上の場合に、対象になります。
Q7	対象保護者の要件に「公務員ではないこと」とあるが、父母のどちらかが公務員の場合は、対象にならないの？
A7	父母のどちらかが公務員ではない場合は、対象となります。その際の申請は、公務員ではない保護者が行うことになります。
Q8	いつ給付されるの？
A8	申請から約1か月後になります。 決定した口振日は、給付決定通知の送付に併せてお知らせします。

